

申 出 書

令和 年 月 日

岡山市長 大森 雅夫 様

申出者 住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

連絡方法

岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例第9条第1項の規定により、次の施設の設置に関する申出書を提出します。

意見の対象となる設置 計画者の氏名又は名称	株式会社衛生センター
意見の対象となる施設 の種類、設置場所	汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設（岡山市南区大福地内）
環境保全上の観点からの 意見	

縦覧される皆様へ

岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し、環境保全上の観点から下記により意見を記載した書面（以下「申出書」という。）を下記2宛てに提出することができます。

また、環境保全上の観点から意見を記載した申出書の提出があった場合には、設置計画者にその申出書を送付します（下記4①の情報は黒塗りとします）。

なお、環境保全上の観点以外の意見のみを記載した書面については、設置計画者への送付はいたしませんので予めご承知おきください。

条例第9条第3項の規定に基づき、申出書の写しの送付を受けた設置計画者は、環境保全上の見地に立ち、当該申出に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を市長に提出しなければなりません。

提出された見解書は、当該申出書を提出した者に市から送付いたします。

記

1. 申出書の提出期限

令和8年8月24日（月）まで

2. 提出先

①岡山市役所分庁舎6階 環境局環境部産業廃棄物対策課

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号

sanpaika@city.okayama.jp

②岡山市南区役所福田地域センター

〒701-0203 岡山市南区古新田1186

3. 提出方法

申出書（表面をご利用ください。ただし、下記4の事項を必ず記載してください。）を直接持参による方法で提出する場合は、上記提出先①又は②に（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）、郵送による方法で提出する場合は、上記提出先①に、電子メールによる方法で提出する場合は、件名に「【申出書】の提出」と記載し、添付ファイルに申出書を添付し、上記提出先①に提出してください。

なお、郵送による場合は、令和8年8月24日（月）までの消印のあるものに限り受け付けることとします。

4. 申出書に記載すべき事項（日本語にて記載すること。）

①申出書提出者の氏名及び住所

②産業廃棄物処理施設の設置許可申請者の名称及び施設の種類

③環境保全上の観点からの意見

申出書提出方法に関する問合せ先

〒700-8554

岡山市北区大供一丁目2番3号

岡山市環境局環境部産業廃棄物対策課

T E L 086-803-1304、1303